

富山県臨床工学技士会 設立趣意書

近年、医学の進歩、医療技術の発展により医療の内容は高度化してまいりました。そうした中、昭和62年5月の通常国会において、「臨床工学技士法」が成立し、翌昭和63年4月1日より、最も新しい医療資格制度として施行されました。

すでに、各医療施設で、血液浄化装置、人工心肺装置、人工呼吸器、高気圧治療装置等の生命維持管理装置に携わってきた現任者にとっては待望の国家資格でありました。

この間、富山県内では40余名の臨床工学技士が誕生しました。

平成2年2月には、東京で、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽および資質の向上に努め、国民の福祉・医療の普及発展に寄与することを目的に日本臨床工学技士会の発足を見ました。

同年7月、金沢市において、「北陸地区における臨床工学技士会設立に関する意見交換会」を経て、富山県内でも「富山県臨床工学技士会」設立の気運が急速に盛り上がり、世話人会から設立準備委員会へと進んでまいりました。

臨床工学技士は、医師の指示のもとで生命維持管理装置の操作、保守点検業務を行い、他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければなりません。医療チームの良き一員としてそしてより地域に根ざした医療組織として、臨床工学技術を通じ、県民医療と福祉の向上に一層寄与することをめざし、このたび富山県臨床工学技士会を設立しようとするものであります。

【平成3年6月16日承認】